

## どうなる？ 8月からの高額療養費制度～年間上限の新設も

昨年度に予定されながら、紆余曲折の末、見送られていた「高額療養費制度」の改正が決定しました。この8月から施行となる改正内容を見ていきましょう。

### ●1カ月の自己負担限度額がアップ

家計への影響が大きいのは、所得区分に応じて定められている1カ月（月初から月末までの暦月）の自己負担限度額がアップすることです。

たとえば、所得区分「年収約370万円～約770万円」における月額上限（1カ月の自己負担限度額）は、現行制度だと8万100円。総医療費が26万7000円を超えていれば、超えた額の1%を8万100円に加算した金額となります。仮に総医療費が100万円であれば、月額上限は「8万100円＋（100万円－26万7000円）×1%＝8万7430円」と計算されます。

8月からは、同所得区分の月額上限は8万5800円、28万6000円を超

えた医療費の1%を加算、となります。総医療費が100万円の場合、月額上限は「8万5800円＋（100万円－28万6000円）×1%＝9万2940円」で、約5500円の負担増です。

全般に所得が高い区分ほど引き上げ幅が大きいです。70歳以上の「一定所得以下」の区分は現行と変わりません。低所得層への配慮はなされていると言えます。

### ●長期療養が必要なケースへの配慮

さらに、長期に渡って療養が必要なケースへの配慮として、「複数回該当」の上限額が、すべての所得区分で現行のまま据え置かれます。昨年度の改正案では、こちらも見直しの対象となっていました。

複数回該当は、直近の12ヵ月以内に3回以上高額療養費制度の適用を受けた場合、4回目からさらに限度額が下がる仕組み。先ほどの「年収約370万円～約770万円」のケースでは、4万4400円まで下がります。

また、「年間上限」の仕組みが新設されます。月ごとの自己負担額が月額上限に達せず、複数回該当の対象外で負担が重くなるケースや、極めて高額な医療費で自己負担額も高くなるケースなどに配慮する仕組みです。年間の上限額に達した場合、その後の医療費は支払い不要となります。

### ●さらなる改正が予定されているが

2027年8月からは、それぞれの所得区分が3段階に細分化され、上の2区分の月額上限がさらにアップする予定です。諸物価が高くなっているなか、高額療養費制度の見直しは、今後の家計の不安要素となってくると考えられます。

改正による負担増はネガティブな印象になりがちですが、日本の公的医療保険制度は、自由に安心して医療が受けられる、世界的に見ても優れた制度であることに目を向けたいもの。この制度を維持するための改正であり、大切なセーフティネットを守るためにと、私たちもできる範囲で負担する覚悟が必要でしょう。

（クルー 浅田里花）

### 【2026年8月からの高額療養費制度】

所得区分	1カ月の自己負担限度額	70歳以上の外来特例
<b>年収約1160万円以上</b> 健保…標準報酬月額83万円以上 国保…旧ただし書き所得901万円超	<b>27万3000円</b> 1%加算…90万1000円超の医療費 （4回目から14万1000円、年間上限168万円）	—
<b>年収約770万円～約1160万円</b> 健保…標準報酬月額53万円～79万円 国保…旧ただし書き所得600万円～901万円	<b>17万9100円</b> 1%加算…59万7000円超の医療費 （4回目から9万3000円、年間上限111万円）	—
<b>年収約370万円～約770万円</b> 健保…標準報酬月額28万円～50万円 国保…旧ただし書き所得210万円～600万円	<b>8万5800円</b> 1%加算…28万6000円超の医療費 （4回目から4万4400円、年間上限53万円）	—
<b>年収約370万円以下</b> 健保…標準報酬月額26万円以下 国保…旧ただし書き所得210万円以下	<b>6万1500円</b> （4回目から4万4400円、年間上限53万円）	<b>2万2000円</b> （年間上限21万6000円）
<b>住民税非課税世帯（70歳未満）</b>	<b>3万6900円</b> （4回目から2万4600円、年間上限29万円）	—
<b>住民税非課税世帯（70歳以上）</b>	<b>2万5700円</b> （4回目から2万4600円、年間上限29万円）	<b>1万1000円</b> （年間上限9万6000円）
<b>一定所得以下（70歳以上）</b> 年金収入80万円以下など	<b>1万5700円</b> （4回目から1万5700円、年間上限18万円）	<b>8000円</b>